

安全設備規則

規則

2018年 第2回 一部改正

2018年6月29日 規則 第91号

2018年1月31日 技術委員会 審議

2018年6月25日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2018年6月29日 規則 第91号
安全設備規則の一部を改正する規則

「安全設備規則」の一部を次のように改正する。

1 編 総則

1 章 通則

1.1 一般

1.1.1 適用*

-9.として次の1項を加える。

-9. 推進機関を有する船舶と当該船舶に押される推進機関及び帆装を有しない船舶（鋼船規則〇編5.1.1-2.(1)又は(2)のいずれかに該当するものに限る。）が結合して一体となつて航行する場合には、それぞれ単体の船舶として本規則の規定を満足するとともに、これらを一の船舶とみなして本規則の規定を満足しなければならない。

4 編 航海設備

2 章 航海設備

2.1 航海設備

2.1.4 を次のように改める。

2.1.4 航海用レーダー

-1. 総トン数 300 トン以上の船舶には、9GHz の周波数帯で運用することのできる少なくとも 1 台の航海用レーダーを備えなければならない。~~なお、表示器は他の設備によりその使用が妨げられるおそれのない船橋の適当な場所に設置されなければならない。~~

-2. 総トン数 3,000 トン以上の船舶には、3GHz で運用することのできる機能的に独立した追加の航海用レーダーを備えなければならない。ただし、本会が適当と認める場合、この追加のレーダーは 9GHz の周波数帯で運用することができるものとして差し支えない。~~なお、表示器は他の設備によりその使用が妨げられるおそれのない船橋の適当な場所に設置されなければならない。~~

-3. 総トン数 300 トン未満であって、推進機関及び帆装を有しない船舶（鋼船規則 O 編 5.1.1-2.(1)又は(2)のいずれかに該当するものを除く）と結合し、船首で押し進める船舶は、航海用レーダーを備えなければならない。ただし、結合して一体となった状態において、鋼船規則 A 編 2.1.3 に規定する乾舷用長さが 50 m 未満の場合にはこの限りではない。

-4. -1.から-3.に掲げる航海用レーダーの表示器は、他の設備によりその使用が妨げられるおそれのない船橋の適当な場所に設置されなければならない。

-35. 空中線は、その設計能力を損なわないように設置されなければならない。

-46. 航海用レーダーは附属書 4-2.1.4 に定める性能基準に適合したものでなければならない。

附 則

1. この規則は、2018 年 6 月 29 日から施行する。
2. 2003 年 8 月 1 日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1% のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。

安全設備規則検査要領

要
領

2018年 第1回 一部改正

2018年6月29日 達 第43号

2018年1月31日 技術委員会 審議

2018年6月29日 達 第43号
安全設備規則検査要領の一部を改正する達

「安全設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その1

1 編 総則

1 章 通則

1.1 一般

1.1.1 適用

-5.として次の1項を加える。

-5. 規則1編1.1.1-9.の適用上, 推進機関を有する船舶と当該船舶に押される推進機関及び帆装を有しない船舶が結合し, 一の船舶とみなされる場合の総トン数及び長さ, 全長, 最大搭載人員は, 鋼船規則検査要領O編O5.1.1-1.(1)から(4)により定まるものとする。当該最大搭載人員のうち, 鋼船規則A編2.1.39に規定する旅客の合計人数が12人を超える場合は, 同規定に規定する旅客船となることに注意する必要がある。

附 則 (改正その1)

1. この達は, 2018年6月29日から施行する。
2. 2003年8月1日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され, かつ, 少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については, この達による規定にかかわらず, なお従前の例による。ただし, 遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 検査の実施及び時期

-2.を次のように改める。

-2. 規則 2 編 1.1.3-5.(2)に該当する臨時検査については次による。

(1) プッシャーバージ

推進機関を有する船舶と当該船舶に押される推進機関及び帆装を有しない船舶が結合して一体となって航行する場合は、次によること。

(a) 推進機関及び帆装を有しない船舶が鋼船規則 O 編 5.1.1-2.(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、推進機関を有する船舶と当該推進機関及び帆装を有しない船舶の両方又は片方が 2003 年 8 月 1 日前に建造開始段階にあった場合、それらの船舶は、2018 年 7 月 31 日までに、規則 1 編 1.1.1-9.に規定する要件を満たしていることを、検査により確認を受ける。

(b) 推進機関及び帆装を有しない船舶が鋼船規則 O 編 5.1.1-2.(1)及び(2)のいずれにも該当せず、かつ、推進機関を有する船舶が 2003 年 8 月 1 日前に建造開始段階にあった場合、当該推進機関を有する船舶は、2018 年 7 月 31 日以後の最初の定期的検査の時期までに、規則 4 編 2.1.4-3.に規定する要件を満たしていることを、検査により確認を受ける。

(~~2~~) (省略)

(~~3~~) (省略)

(~~4~~) (省略)

(~~5~~) (省略)

(~~6~~) (省略)

附 則 (改正その2)

1. この達は、2018 年 6 月 29 日から施行する。

5 編 灯火及び形象物並びに音響信号及び発光信号

2 章 灯火及び形象物

2.3 灯火及び形象物の位置及び技術要件

2.3.5 を次のように改める。

2.3.5 水平射光範囲

-1. 規則 5 編 2.3.5-1.(1)の適用上、舷灯は、前方方向において規則 5 編 1.1.2(4)に定める 112.5 度にわたる水平の弧及びその外側へ 1 度の方向までの範囲（以後、当該外側 1 度の範囲を「1 度のトーインセクタ」という。）で必要な最小限度の光度を保ち、正面で向かい合って航行している他の船舶が、その状況を確認できるものであること。

-2. 規則 5 編 2.3.5-3.の規定において、全周灯 2 個を配置する場合、各々の全周灯の遮光角は次式によって算出すること。配置例を図 2.3.5-1.及び図 2.3.5-2.に示す。

$$\theta_2 \leq 360 - \theta_1$$

θ_1 : 一方の全周灯の遮光角

θ_2 : もう一方の全周灯の遮光角

2.3.6 として次の 1 条を加える。

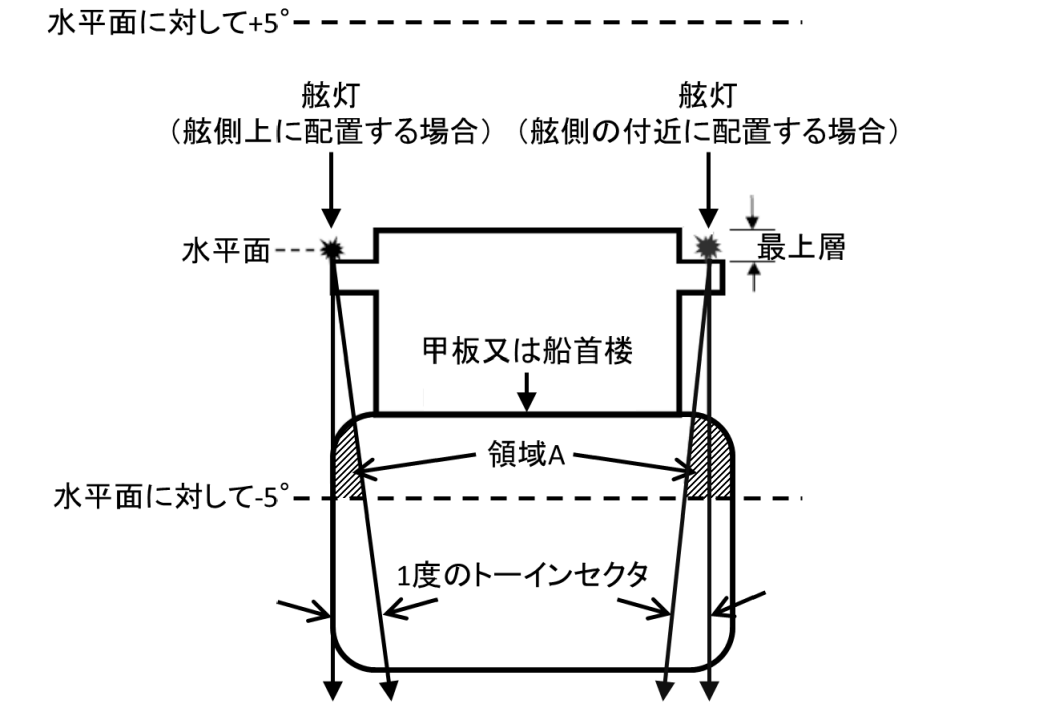
2.3.6 垂直射光範囲

規則 5 編 2.3.6(1)の適用上、規則 5 編 1.1.2(4)に定める 112.5 度にわたる水平の弧及び 1 度のトーインセクタにおいて、水平面に対して±5 度の垂直射光範囲に舷灯が視認可能でない範囲が含まれる場合（図 2.3.6 の領域 A を参照のこと）、本会の承認を受けた復原性資料（鋼船規則 U 編 1.2）に基づく航海中の最小喫水状態で発生する通常の縦傾斜の範囲において、112.5 度にわたる水平の弧及び 1 度のトーインセクタの全ての方向の海面上で最小視認距離が船首端から 1,000 m 以下となるように当該舷灯を配置すること。

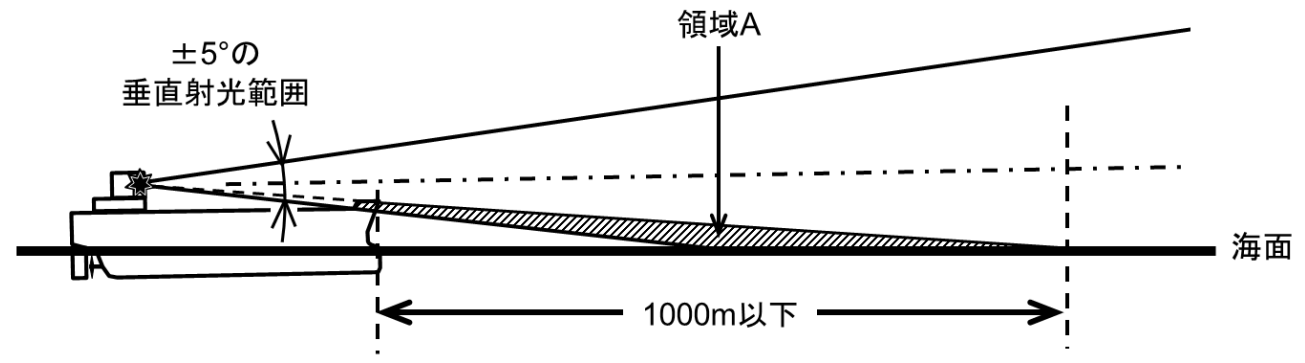
図 2.3.6 として次の図を加える。

図 2.3.6 舷灯の非視認領域の例 (領域 A)

(a) 正面



(b) 右側面



附 則 (改正その3)

1. この達は、2018年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われる船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この達による規定を施行日前に建造契約が行われる船舶に適用することができる。